

平成 24 年第 11 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成24年第11回教育委員会会議

1 日 時 平成24年7月18日（水） 13時30分～15時18分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員 長	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	西 村	真 理
委 員	池 田	光 司
委 員	北 原	敬 文
教育次長	町 田	隆 敏
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校教育部長	金 山	正 彦
教育推進課長	井 口	誠 一
学びの支援係長	藤 木	晃 一
指導担当部長	池 上	修 次
特別支援教育指導担当係長	田 中	進 一
教職員課長	池 戸	和 俊
服務担当係長	八木野	久
教職員人事担当課長	阿 地	俊 弘
人事係長	原 田	徹
人事担当係長	齊 藤	隆 裕
人事担当係長	中 山	明 彦
総務課長	長谷川	雅 英
庶務係長	宮 地	宏 明
書 記	藤 間	雅 尚

4 傍聴者 1名

5 議 題

議案第1号 教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の策定について

議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の策定について

議案第3号 札幌市特別支援教育振興審議会委員の委嘱及び任命について

議案第4号 平成25年度札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の第1次
検査合格者について

【開 会】

○山中委員長 それでは、これから、平成24年第11回教育委員会会議を開会いたします。

設楽委員から、急遽、都合により、欠席という連絡がございました。

会議録の署名は、臼井委員と西村委員にお願いいたします。

それから、本日の議案につきましては、議案第3号は、委員の任命に係る事項、議案第4号は、人事に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定によって公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第3号及び第4号につきましては公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の策定について

◎議案第 2 号 学校職員の懲戒処分に関する指針の策定について

○山中委員長 では、議案第 1 号について、事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 それでは、議案第 1 号 教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の策定についてご説明を申し上げます。

議案を 1 枚めくっていただいて、1 ページの指針の策定についての 1、背景と書かれたところをごらんいただきたいと思います。

先の 5 月 16 日付で、市長部局におきまして、職員の標準的な懲戒処分量定等を定めた懲戒処分の指針が策定されたところでございます。この指針の内容は、懲戒処分に関する透明性の確保、それから職員の服務義務に対する理解の向上及び非違行為の未然防止を目的としておりまして、札幌市職員の服務義務に広くかかわるものであることから、このたび、教育委員会においても同様の指針の策定を行うことが必要と考えております。

当該指針は、代表的な非違行為の事例を挙げまして、それぞれに対する標準的な懲戒処分の種類を例示することにより、職員が非違行為を起こさないようにするためのものであります。

なお、実際に処分事案が発生した場合の具体的な処分量定等の決定に当たりましては、個別の事案に関連する状況等を総合的に考慮の上、判断することとなります。

次に、同じページの 2 の指針についての考え方をごらんください。

指針の策定に向けた考え方といたしまして、教育委員会事務局職員に対しては、市長部局において策定された指針と同一の内容といたしたいというふうに考えております。

その理由といたしましては、教育委員会事務局の職員は、市長部局と任命権者は異なりますけれども、札幌市で一括して採用され、人事異動などでも市長部局職員と一体的な身分上の扱いを受けていること、また、日常的にも児童生徒や保護者との直接的なかかわりや高度な信頼関係を前提として業務を遂行する学校職員と異なりまして、事務局職員に対しては、実際の業務内容などの観点から、市長部局における指針の妥当性がより高いと考えられることが挙げられます。

なお、学校職員の懲戒処分に関する指針につきましては、この後の議案第 2 号でご説明いたしたいと思っております。

次に、指針の内容につきまして、もう一枚めくっていただいて、3 ページの

別紙に指針の中身をつけております。ここをごらんいただきたいと思いますが、まず、第1、基本事項の1の目的につきましては、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。

次に、2の処分量定についてでありますけれども、具体的な処分量定の決定に当たりましては、項目(1)から(5)の動機、過失の度合い、職責、社会的影響、過去の非違行為の有無などのほか、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応も含め総合的に判断されることとしております。

次に、3の処分の加重についてでございます。

4ページの項目(1)から(5)にございますとおり、動機が極めて悪質であるとき、職責が特に高いとき、公務内外への影響が特に大きいとき、過去にも類似の非違行為で処分を受けているとき、複数の非違行為を行っていたときなどは、標準例よりも重い処分となることも考えられます。

次に、4の処分の軽減等についての項目でございますが、ここでは(1)(2)にありますとおり、職員がみずからの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たときや、その他、情状酌量すべきものがあると認められるときは、状況に応じて、標準例より軽い処分や処分を行わないことも考えられます。

これら処分の加重や軽減等も含め、処分事案が発生した場合の具体的な処分量定の決定に当たっては、個別の事案に関連する状況等を総合的に考慮の上、判断することになります。

また、5の報告義務にありますとおり、標準例の非違行為のほか、交通法規違反により免許停止または取り消しの処分を受けた職員には、所属長への報告が義務づけられております。

続きまして、少し飛んで13ページをごらんいただきたいと思います。

ここに、非違行為の標準例の一覧を載せております。

職員の非違行為の代表的な事例、欠勤、遅刻、早退から始まる部分でございますが、それぞれにつきまして、この一覧で示すような標準的な懲戒処分、免職、停職、減給、戒告を定めております。例を申し上げますと、欠勤は、アの10日以内であれば減給あるいは戒告、11日以上20日以内であれば停職あるいは減給、21日以上であれば免職、停職といったレベルでございます。

最後に、前のページの12ページに戻りますけれども、第3の適用期日をごらんいただきたいと思いますが、適用期日につきましては、一定の周知期間を要すると考えておまして、ご承認をいただいた翌月1日以降に発生した非違行為より適用することを予定しております。

以上が、教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の策定についての説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 教職員も関連するので、違いを説明しながら一緒に説明してもらった方が、事務局としての質疑は別々かもしれませんが、説明は一緒にしてもらった方がいいのではないですか。

○学校教育部長 よろしいですか。

○山中委員長 特に、こういうところが違いますという違いに触れながらがよろしいかと思います。

○学校教育部長 それでは、続きまして、議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の策定についてをご説明いたします。

議案第2号の方をごらんいただきたいと思います。

まず、指針の策定についての考え方をご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、1、背景をごらんいただきたいと思います。

ただいま、生涯学習部よりご説明がありましたけれども、平成24年5月に市長部局において懲戒処分の指針が策定されました。

私ども事務局といたしましては、学校職員を対象とする指針の策定については従来からの懸案事項であったこともありまして、既に策定の準備を進めておりましたが、今回、市長部局の指針が策定されたため、その内容を踏まえた上で検討することとしたものでございます。

2の指針についての考え方をごらんいただきたいと思います。

学校に勤務する職員の職務は、児童生徒及び保護者等との信頼関係によって成り立つものでございます。公務員の中でも高いモラルが求められるものがあります。また、処分の量定を決定する際には、児童生徒との関係や本市教育への影響を考慮することも必要とされるものであります。こうした認識のもと、懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を、市長部局の指針を基本としつつも、学校現場に特有の事由を追加、補正した上で策定することといたしました。

次の3、指針の内容でございますが、具体的な処分量定の決定に当たっての考え方は、これまでの考え方を踏襲しております。また、個別の事案の内容によっては、標準例に挙げる処分の種類以外とすることもあり得るところであり、標準例に掲げられていない非違行為につきましても、懲戒処分の対象となり得るものとしております。

ただ、報告義務につきましても、職員本人からの申告を義務づけることにより、不祥事の実態把握及び職員への指導等が速やかに対応することが可能となり、公務秩序の維持や市民の信頼回復を図ることができると考えるものであり

ます。

非違行為の標準例につきましては、項目及び処分量定を当委員会における過去10年間の学校職員の処分事案、それから市長部局の指針、他市市教委及び道教委の指針を参考に決定しております。

次のページの4の適用期日をごらんいただきたいと思います。

適用期日につきましては、本指針の策定が、懲戒処分に関する透明性の確保、懲戒処分に該当する非違行為の明示化による不祥事防止を目的とすることから、本指針を学校に通知した後に発生した非違行為から適用することとしております。

次に、5、交通事故・違反の基準等についてでございます。

交通事故・違反の基準等につきましては、学校職員の交通事故等に係る措置について及び交通事故等の防止の徹底及び事故報告の手続きについてによりまして平成18年から運用しており、その内容は市長部局の基準及び他市市教委の基準と比べても、より具体的な基準になっているとともに、当該基準策定後の処分は、この基準に基づき今現在実施していること等から、従来の基準等をそのまま運用することが妥当と考えたものでございます。

次に、本指針についての具体的な説明でございます。

学校職員の懲戒処分に関する指針のページをごらんいただきたいと思います。このページから8ページ目までが、学校職員の懲戒処分に関する指針でございます。

1ページ目の1、基本事項の目的についてでございますが、この項目において、学校職員が公務員の中でも高いモラルが求められること、それから、市長部局の指針を基本としつつ、学校現場に特有の事由を追加、補正した上で指針を策定するとしております。

次に、2の処分量定についてでございます。

この項目では、具体的に処分量定を決定する際には、(1)から(5)の事柄のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、個別の事案ごとに判断するとしております。

次に、2ページ目の3、処分の加重について及び4、処分の軽減等についてをごらんください。

この項目では、標準例に掲げる処分量定を加重すること、あるいは、軽減することが考えられる場合として、それぞれ幾つかの事由を例示しております。

その下の5の報告義務をごらんいただきたいと思います。

この項目では、標準例に掲げるような非違行為を行った職員は、速やかに校長に報告しなければならないとしております。

なお、非違行為についての教育委員会への報告は、従来どおり、校長が札幌

市立学校管理規則に基づき、対応するものでございます。

次に、飛びますが、6 ページ目の3、児童生徒に対する非違行為をごらんいただきたいと思います。

本指針の内容につきましては、全体的に市長部局の指針を踏まえて策定しておりますが、学校現場の特有の事由として、児童生徒に対する体罰やわいせつ行為における標準例を、この項目で追加しております。

それから、飛びまして、8 ページの下でございしますが、先ほども申し上げましたけれども、交通事故・違反の基準等についてでございます。

この項目におきまして、交通事故・違反の基準等については、従来からの取扱いである学校職員の交通事故等に係る措置について及び交通事故等の防止の徹底及び事故報告の手続きについてによるものとしております。これらの通知等につきましては、資料3と資料4に添付しております。

次に、標準例一覧でございしますが、標準例一覧というインデックスを見ていただきたいと思います。

この一覧は、本指針における標準例を事由ごとに示したものであります。

その次のインデックスの資料1を見ていただきたいと思います。

この一覧は、本指針における標準例のほか、一番右の列に、市長部局の量定等を示しております。この一覧も、表と裏の2 ページがございします。

具体的に申し上げますと、この一覧の中の左側に縦書きで書いてあります、1、一般サービス関係の中の(4)をごらんいただきたいと思います。(4)勤務態度不良という欄があるかと思います。

本指針では、この事由について、停職、減給、戒告としておりますが、市長部局では、減給、戒告のみとなっておりますので、この事由につきましては、市長部局より本指針の量定を厳しくしているということになります。本指針の量定につきましては、過去の処分事案、市長部局の指針、他市及び道の指針等を参考に決定しておりますが、非違行為の種類によっては、市長部局の指針より厳しい量定としております。

当該指針につきましては、本日の教育委員会会議において議決いただいた際には、翌月1日を適用期日として、学校に通知する予定でございします。

私からの説明は以上でございします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、形としては、議案第1号、議案第2号の種類は違いますが、質問などにつきましては一緒に、もちろん、どちらの部分ということをお願いしたいのですが、質問がございましたらお願いしたいと思います。特

に、先に質問ということではなく、意見などでも結構ですが、どうでしょうか。

○白井委員 意見ですが、事務職員向けの方の1ページのところです。そこで指針についての考え方がありまして、その理由の二つ目の部分ですが、この部分は、正直に言って、読んでいてわかりにくさを感じました。

そのわけは、市長部局における指針はとありまして、次に、児童生徒云々とありまして、括弧になっています。実際の業務内容の観点からとなっているので、ちょっとわかりにくかったです。

要するに、市長部局における指針は、実際の業務内容等の観点から、事務職員に対する指針として妥当性が高いということですね。なお、学校職員については、別途、基準として設けているというぐあいに、二つに分けてあるとすぐわかりやすかったのですが、その二つのところが一緒の部分に入っていたので、この辺の文言の表現を工夫いただければと思いました。

○山中委員長 これは、教育委員会として決定して外部に出すときに、理由の部分も掲げて出すということですね。外部というのは、いろいろな場面があると思うのです。

○総務課長 これについては、出す予定はございません。

○生涯学習部長 議案の説明としてつけているということで、これを発するというのではなくて、出すのは3ページ以下の指針の部分です。

ただ、今、白井委員がおっしゃったように、そういう部分が長くて、特に指針は児童生徒何とかと書いてあるものですから、逆に教育委員会、事務局職員が何か児童生徒にかかわっているのかなと読んでいってとはなりません。その辺の書きぶりが、誤解を与える、あるいは、わかりにくい面があったかと思えます。申しわけございません。

○山中委員長 今後、どこかで説明するような場合も、この辺は誤解をされないような説明の仕方なり、順序を入れかえて説明した方がよろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

○西村委員 二つの事務局職員と学校職員の違いですけれども、学校職員の方には、4番目の公務外非行関係のところ、18番にストーカー行為というものがある、追加となっていますね。事務局職員の方では、ストーカー行為は入っていないわけですけれども、これも、やはり、高いモラルが求められるから

という理由で、ここにストーカー行為という新たな項目があるのですか。

○**サービス担当係長** ストーカー行為については、過去に似たような事案が学校職員の方にございましたので、そこら辺は過去の処分事案を踏まえて追加させていただきました。

○**西村委員** あえてつけ加えたことがあったのだなと思ったので、質問しました。

これは、事務局の職員の方でも、もしストーカー行為のようなことがあれば、その他のわいせつ行為になるのですか。それとも、処分の対象にはならないのでしょうか。

○**総務課長** いえ、その他のわいせつ行為になります。

○**西村委員** 入るのですか。

○**山中委員長** その場合の処分の量定がこうなりますというところまでは、標準例としては表示しないということですね。それから、標準例として表示していないけれども、処分されるであろう非違行為というのは、このほかにもまだ幾らもありますね。

○**生涯学習部長** それはそうです。代表的な例として例示をしていることになります。

○**山中委員長** ほかの方はよろしいですか。

○**西村委員** もう一つ。これも二つの差ですけれども、交通違反について、事務局職員は、免許停止または免許取り消しの処分を受けたときには、学校職員はその点ではかなり厳しいですね。速度違反、それから免停にならなくても酒気帯びでも報告しなければいけないと。

○**学校教育部長** 指針についての考え方のところでも述べましたけれども、やはり、子どもたちに交通安全とか、その遵守を指導する立場にあるという部分から言うと、やはり、その辺のところを重くすることが必要だろうと思っております。

○西村委員 私が思ったのは、実は、こちらの方が軽いのかなと。免停と免許取り消しの場合だけしか報告しなくていいという事務局の職員の方が、学校職員に比べたら軽いかなという印象でした。軽いかなというか、学校職員に比べたら、報告義務がもうちょっと厳しくてもいいかなと思ったのですが、このあたりは、市長部局との兼ね合いですか。

○生涯学習部長 そうです。

報告義務として受けるのを、事務局職員は免停と取り消しだけなのですが、それ以外の交通違反案件についても報告すべきではないかということですね。

○西村委員 そうです。

○生涯学習部長 例えば、学校職員と同じようなということになりますね。

○西村委員 学校職員がこうであるので、そうですね。

○生涯学習部長 その辺は、今のお話にあったとおり、基本的な考え方といたしまして、事務局職員は、市長部局の職員と合わせたということもございまして、報告義務についても同様の考え方をしています。

○総務課長 今回、この報告義務自体、市長部局としても初めてこういった報告義務を課しているということもございますので、まずは、市長部局で出していたいただいた方針と同様のものを事務局職員に適用したいと考えております。また、今後、学校職員と事務局職員の不都合の部分等々がありましたら、そのときに見直し等も含めて考えていきたいと思っています。

○山中委員長 どちらかという、形式的な問題なわけですね。そういうところで、学校職員と教職員、先生の方と差をつけるほどの理由はあるのですか。

○総務課長 それは、前段にご説明差し上げましたように、学校職員の方がより高いモラルを要求されているところで、差をつけるかどうかはまた判断になりますが、いったんは、今、差をつけた形の方式でのご提示となっております。

○北原委員 先ほどもご説明がありましたけれども、直接、子どもたちに対して交通安全あるいは交通法規の遵守等について指導する立場にあるのが学校職

員、あるいは、直接的に指導するわけではないにしても、そこにかかわってくる職員の一人という意味で、より高い規範意識が必要だということです。あわせて、さきに先行して適用を行っている平成18年からの基準の中で、報告等について規定もされていることから、あえて差をつけるということよりは、運用上、実績に差がついた、結果として差がついた要素もございます。

いずれにしても、先ほど来申し上げているように、子どもたちに直接指導する、あるいは、そこにかかわる学校職員としての、より高い規範意識ということ求めたということによる違いだというふうにご理解をいただけたらと思っています。

○山中委員長 事務局の中には、指導主事など教員の資格をお持ちの方、あるいは、そういう立場にあるから指導主事になった方もいらっしゃるのですが、それは事務局職員という扱いになるのでしょうか。

○北原委員 事務局職員として考えるものですが、事務局職員の規定の4ページの処分の加重についての中で、非違行為を行った職員が管理または監督の地位にあるなどその職責が特に高いときということで、それは、学校に対して指導的な役割を負っているとか、職員に対して指導的あるいは監督的な役割を負っているということについて、加重の要素として入っているということで整理をさせていただいているつもりでございます。

○山中委員長 そういう方が、事務局職員という形で行った行為で、議案第2号に出てくる懲戒処分の処分に該当しないけれども、事務局職員の例に該当する同じ行為というような場合であっても、今、教育長が説明されたような、この人の地位という関係から、結局、学校の先生方と同じような、あるいは、場合によっては学校の先生をさらに指導する立場なのだから、学校の先生方よりもっと重く処罰されることもあり得ますよと考えていいのですね。

ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 運用面で、前回もあったのですが、議案第1号の4ページの報告義務の3行目に「必要に応じて」とあるのですが、ここはどういうふうに解釈したらいいのかをお聞きしたいです。

○山中委員長 報告義務の中の3行目ですか。

○池田委員 4ページの5の報告義務の中の3行目です。「必要に応じて」と

というのは、だれが、どう判断して、どうするのかということがあいまいの言葉のような気がするので、ちょっとお聞きしたいのです。

○山中委員長 一般的にそのことがよく問題になるのですが、その点はどう考えになりますか。

○総務課長 所属長の判断ということで、必要に応じてという言葉を使わせていただいております。すべからく業務によってという形で、所属の方にご報告をするものではなく、所属長の判断によって報告をしていただきたいという趣旨で、「必要に応じて」というふうに記載をさせていただいたということでございます。

○山中委員長 その点は、所属長の判断によって、必要に応じて必要かどうかという判断をしてもらってというのは、場合によってばらつく可能性があります。A校の校長は、同じようなケースについて必要ないと判断した、B校の校長は、必要があると判断したから報告したとばらつくケースも想定されると思いますが、そういうことについてお考えになっておられるのか、そして、どのようにお考えになっているのですか。

○総務課長 まず、事務局の職員に対することでございますので。

○山中委員長 ごめんなさい。間違えました。校長ではないですね。

○総務課長 報告を受けた所属長については、それをさらに上の者に伝えるかどうかというところについては判断となりますが、今、委員長がおっしゃったように、その所属長がそれぞればらつきがないような形での研修等を含めて対応していきたいと思っております。

○山中委員長 研修とか、あるいは、いろいろな標準例というものの周知によってばらつきにならないようにしていくということですね。

○総務課長 実際に、サービス管理等に対する研修等も実施しておりますので、それらも含めて、これからはばらつきのないようにしていきたいと考えております。

○池田委員 明確に必要なに応じてはなくても、ない方が明確になって、所属長

に基づいて対応するという方が、普通は一般的に、方向を決めるときにはそういうふうにします。必要に応じてというのは、そういうふうにいるいろいろな考えなければならないものがあるような気がするのですが、そこのところは明確にした方が、いろいろな事案が出てくるときに、委員長が言ったように、いろいろなばらつきが出てくるのではないかという気がします。

○山中委員長 裁量を認める根拠は、例えば、こんなこともありますよという、その辺はどうですか。こういう場合もあり得るから、必要に応じて入れるのですよと。

○総務課長 これについては、まだ市長部局の方は立ち上がって間もないということもありますし、私どもは、これから方針に従って対応していくということでございますので、ある程度、必要に応じてという部分で枠を広げた形でご報告していきたいと考えております。

また、今後、こういった必要に応じてという言葉が要らないのであれば、それは訂正することになると思っておりますが、現段階では市長部局に合わせた形で、必要に応じてという文言を採用させていただいているところでございます。

○山中委員長 教育長、何か言いたそうですね。

○北原委員 恐れ入ります。

市長部局に合わせて整理をさせていただいておりますので、この後の研修とか運用の中で整理をさせていただきながら、より適切な方向に持っていければと考えているところです。

○山中委員長 必要に応じてという言葉があることによって、場合によっては所属長の裁量で報告しなくてもいいという場合がありますという形にはなっている、その言葉がなければ、すべて具体的な何かに基いてのものになるのですかね。

○北原委員 服務管理員の設置要綱ですね。

○山中委員長 要綱に該当するものは全部報告しなさいということになるのだと思いますが、厳密には、ほとんど報告してもらおうような形になるのですか。

○北原委員 実際の運用としては、基本的に報告しなさいということで整備されていくのだと思います。もし、今後、実際の運用の中で、それが漏れるような場面があったとしたら、本来、報告すべきものが、この文言があるがために漏れてしまっているというような事例が生じたときには、この文言は削除するということは、市長部局とあわせて検討が必要になってくるかと思います。現時点では、実際の運用の部分としては、「必要に応じて」というところは、ある意味、教育委員会の運用の中では括弧つきで考えながら運用していくことになるかなと内心は思っているところであります。

○池田委員 私は、共有化していく領域は広い方が、いろいろなことの解決に向けていいのではないかという気がしています。手続上、大変なことかもしれないですけども、共有化していく中で適切な判断をされていくべきではないかという気持ちの上で、「必要に応じて」は必要ないのではないかという気がしています。

○北原委員 そのご指摘を念頭に置きながら、運用を図らせていただくということでございます。

○山中委員長 市長部局との関係があるというのが、面倒なところかもしれませんが。市長部局との関係で、とりあえずは同じような職種、職責の関係のものは同じようにやらせていただいて、その中で経験を積み重ねた中で、場合によっては教育委員会の場合はちょっと違うのだという形にした方がいいかもしれないですけども、それは、そのときに検討させてほしいということですね。

○総務課長 はい。

○白井委員 今の報告義務のところですけども、学校職員について、2ページの5番目のところに報告義務とあるのですが、こちらの方は、シンプルに、標準例に掲げるような非違行為が行われた場合、速やかに校（園）長に報告しなければならないとあります。

伺いたいのはその次で、なお、教育委員会の報告については、校（園）長が札幌市立学校管理規則に基づき対応するとあるのですけれども、例えば、これは具体的にどのような管理規則の意味合いでしょうか。

○学校教育部長 管理規則の第30条に、「校長は、職員については次に掲げる事実が生じたときは、これを速やかに教育長に報告しなければならない」とい

う条文がございまして、その（１）に、「職員に非行その他の義務違反があったとき」という条文がございまして。

○**サービス担当係長** 資料の２番になります。

○**山中委員長** よろしいですか。

○**臼井委員** はい。

○**山中委員長** 今のところの関連で、ここに上げてある職員というのは校長を含むという趣旨ですよ。

○**学校教育部長** 学校管理規則の中で、職員とは学校の校長を含むということで書かれております。

○**山中委員長** そうすると、校長は、自分自身に非違行為があると思ったら、自分に報告しなさいということですか。

○**学校教育部長** 報告することになりますけれども、最終的には教育長に報告することになります。

○**山中委員長** これは、書式か何かで、校長あての書式があって、それに自分が自分に報告するような形のものを残すということになるのですか。

○**サービス担当係長** いわゆる校長に提出する事故報告の様式は決まっておりますので、そこに通常であれば所属職員の名前を書くのですが、そこに自分の名前を書きます。

○**山中委員長** 形としては、そういう形をとるのですね。残しておくのですね。

○**サービス担当係長** そういうことです。

○**山中委員長** かつ、直ちに、教育委員会の方に報告するということですね。

○**サービス担当係長** そういうことです。

○山中委員長 わかりました。
ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 議案第2号の8ページの次で、細かいことですが、標準例の一覧の中で、(3)の休暇の虚偽申請がよくある観点かと思うのですが、これは(6)にも虚偽報告とあります。これは、特別に区別するものはあるのでしょうか。

○服務担当係長 (3)については、具体的に医療休暇または特別休暇についてということで具体性を持たせております。(6)については、それ以外の事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員ということ想定しております。

○池田委員 年休等々と同じですね。そうすると、一つでもいいのではないかという気がするのですが、特別な意味があるということでしょうか。休暇の申請をしたのと、報告をしたのと、違うということで、申請と報告は違うということですか。

○北原委員 (6)は休暇にはかかわらないのです。あらゆる報告の中の虚偽報告です。

○山中委員長 (3)の場合は、給与にも関係してくる面があるのですか。そうでもないのですか。医療休暇あるいは特別休暇は。

○学校教育部長 場合によっては、給与にも関係します。

○山中委員長 関係しますね。

○北原委員 例えば、通勤経路を虚偽報告しているとか、借家とか持ち家の報告も。

○山中委員長 それは(6)ですね。

○北原委員 はい。

○山中委員長 一般的にあり得るといふ報告のほかに、休暇の関係の虚偽報告というか、申請、一部を抜き出したというところ、ここをわざわざ一部抜き出

して標準例に掲げる意味があるのかというご指摘です。

○池田委員 例えば、思い切って、虚偽申請だけにするのか、虚偽申請と虚偽報告はどこがどう違うのかということは、少し整理をさせてもいいのではないかと思います。

○山中委員長 今、扱いが違えば、別々に抜き出して、特にこの中のこの部分は違うのですよということを標準例として挙げる意味もあるのかもしれないけれども、扱いが同じだったら別にそうする意味もないのではないかということにはなるかと思うのです。

○北原委員 市長部局の整理の仕方とあわせてしまっていていっているのです。

○総務課長 虚偽申請の中には、休暇とか具体的な例を出して、ある程度わかりやすくしているというのは、標準例の一つの機能というか、目的でございますので、通常の文書をねつ造して虚偽報告を行った場合と別に、改めてわかりやすく書いてあるものですから、標準例として一緒にした方がいいのか、それとも分けた方がいいのかということで、分けた方がわかりやすいのではないかとということで別にしているところでございます。

○山中委員長 また、標準例という部分は、こういう場合を処罰しますよと、それ以外を処罰しないということにも受けとめられかねないから、何となく気になるところもあるのです。そうではなくて、これ以外にも同様の行為を非違行為として処分されることはあり得ますよということの中で、説明としてよりわかりやすくしているということですね。

○総務課長 おっしゃるとおりです。

○山中委員長 こういう行為の場合は、こういう処分になりますよという、一般的な処分の量定を掲げているということですね。

○総務課長 はい。

○山中委員長 そうすると、ここに書いていないことでも加重されることはあり得るという意味ですか。

○総務課長 あり得ます。

○山中委員長 書き方が、一応、処分の量定についてというところで、かなり広く書いていますから、その上でさらに処分の加重についてと書いてあるので、ここに書いてある処分の加重で言う以外のものも加重理由になり得るのだろうというふうに推測されるのですけれども、そういう考え方でいいのですね。

○総務課長 はい。

○山中委員長 結局、さっきの懲戒手続の透明性にもかかわってくるのですが、つまり、こういうことは処分されるのですよ、その場合にはこういう量定になりますよということと、こういう場合はさらに重くなりますよということをより明確に書いておくということも大事だろうと思うのです。

ただ、このほかにも、処分が重くなることがありますよという、それはどういう形かということが、特に典型的なケースだったら書いておいてもいいのではないかという気がする場合もあるのです。例えば、処分の対象となり得る複数の非違行為を行っていたときというのがありますが、過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分に持っていったことがあるときに、類似でなくたって、罪が異なる懲戒処分であって、過去に何件もやっているというのなら、重くされたって当然ではないかというふうにも一般的には考えられるのです。そういう場合は、ここには書いていない、類似という言葉と使っているのですが、出ていないのです。類似でなくたって、加重されることはありますよと書いてあっていいのではないかと思います、その辺はどうですか。

○総務課長 当然、類似の非違行為を行った場合にも、処分については加重の要件となるというふうに考えておりますけれども、これについても、例示の中には、今の段階では入れていないということでございます。確かに委員長がおっしゃるように、考えられる部分についてはすべて入れておいた方がいいということもございますけれども、それも含めて、今後、検討していかねばいけないのですが、今の段階ではこういった例示をすることと、総合的に判断していくということで、ここに漏れた部分についてはカバーをしていきたいと考えております。

○山中委員長 私どもも、委員会で処分を決定する場合に、当然、今回の標準例を決めたということをご参考にしなければいけない問題のときに、処分の加重理由が書いていないと、処分の加重ができないのではないかということが議論

になっても困るしなという気がするのです。

その点は、普通、考えられる加重理由とか、あるいは逆に軽減ですけども、通常考えられるようなものはここに掲げていなくても加重理由、あるいは、減刑理由になる、標準例の関係も処分の対象になり得るのだという考え方で進めていくということでもいいわけですね。

○総務課長 はい、そのとおりです。

○山中委員長 そこをはっきりしておいた方がいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 若干関連してですけども、やはり、例えば、今のセクハラのところは、幾つか細かく分けていたり、それから、違法な職員団体活動の（7）も2つだけですけども、書いてあったりするのであれば、その書き方は少し統一された方がいいような気がするのです。その中で、（3）の休暇の虚偽申請というか、これは特別な感じが私はしました。いろいろな虚偽申請があると思うのですけれども、休暇を出しているのも、言葉としては違和感があるのです。

ですから、例えば、公金、物品取り扱いの（8）の諸給与の違法支払いは、あえて違法に給与を担当者が払ったという意味ですね。不適正受給というのは、虚偽申請に基づいて不適正受給をしたということだろうと思うのですけれども、そういうようなことも少し、主語がどちらで何なのかということをもうちょっとわかりやすいように統一された方がいいのではないかという気がします。

○山中委員長 いかがでしょうか。

○総務課長 池田委員がおっしゃるとおり、わかりづらい部分もあるのですが、一般サービスと公金、物品ということで分けた形で、虚偽申請に伴う不適正受給、違法支払いということもあろうかと思いますが、それ以外の部分も想定できるということで、いったん、こちらの公金、物品の取り扱いの中で受給、支払いについては、このように記載させていただいているということでございます。

これにつきましても、今後、もう少しわかりやすい記載で、それから、もっと具体的な例があるようであれば、適宜、市長部局と相談しながら見直しをしていきたいというふうに考えています。

○山中委員長 これは、全体的には、市長部局の規定ぶりに倣っているという

形ですか。

○総務課長 はい、そうでございます。

○山中委員長 その市長部局の規定というのは、人事院で国家公務員の懲戒処分に関する全国標準的なものに倣うような、そういう格好をとっているのですか。

○総務課長 人事院の規定を踏まえた上で、作成しているというふうに聞いております。

○山中委員長 そうすると、そういう規定ぶりの書き方について、解説本なども出ているわけですね。

○総務課長 不勉強で解説本までは承知しておりません。

○山中委員長 ただ、私が思うのは、いろいろなニュースを見ていると、全国的に処分の軽重にかなりのばらつきがある感じがするのですが、今回の標準例などを考えるに当たっては、一応、他の政令指定都市の例なども参考にはしているのですか。

○服務担当係長 参考にしています。

学校職員の指針については参考にさせていただいております。

○山中委員長 道教委も参考にしているのですよね。

○服務担当係長 道教委も参考にしています。

○山中委員長 他の都府県の教育委員会は、そこまでは。

○服務担当係長 今回、どこまで広げるかということはあったのですが、主な政令市と道教委です。あと、市長部局を踏まえて決定しています。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

○西村委員 両方のことなのですからけれども、処分の軽減というところで、事務

局は4ページですね。学校職員は2ページの4番の処分の軽減についてというところの(1)職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たときには軽減しますということですが、一応、報告義務がその下にすぐあるのですが、報告義務を課しておきながら、自主的に報告したときには軽減しますというのは、ちょっと矛盾したように思えるのですが、こういう場合には軽減しますというような事例があるわけですか。

○生涯学習部長 この規定は、いわゆる自己申告したからといって、基本的にはそういうふうに報告義務があるから量定の軽減にはならないと考えているのですが、事案によっては情状酌量の余地が出てくるものも考えられるものですから規定をしているということです。例えば、組織的に、あるいは何人か複数で非違行為に加わっていて、その中の1人が自主的な申し出をあえてしたといった場合などを想定しているものでございます。通常は、自己申告をしたからといって軽減するという趣旨で載せているものではありません。

○西村委員 一番最初に軽減の理由が載っていると、自主的に申し出たら軽減されるのかなと一瞬思ってしまったのです。

では、これは、ほとんど使われないというか、普通の申告の場合は軽減されない。普通の場合は、この適用のとおりということですね。

○生涯学習部長 それは、個別の事案の中で検討するということです。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

○臼井委員 今の処分の加重に関することですが、これは事務職員も、学校職員も共通しているのですけれども、例えば、過去に類似の非行為を行ったことを理由にとあるのですが、伺いたいのは、速度違反を繰り返すなんていうのは同一としないで、これは類似というぐあいに見ているのでしょうか。同一あるいは類似というようにする方がわかりやすいと思っていて、そのことを伺ったのです。

○生涯学習部長 類似、それから、複数の非違行為をやったということで、類似の場合といろいろパターンはあるかと思うのですけれども、過去に類似の非違行為云々も、具体的に10年までさかのぼりますとか、5年までさかのぼりますという、ある意味、時効的な考えを持っているものではございません。

これも、それぞれの中身によって、例えば、交通違反についても飲酒運転の

ような場合と、単純なスピード違反の場合を同じレベルで考えているのかということも出てくると思います。それは、それぞれの個別の中で判断をしていくことになろうかと思えます。単純に何年というふうに決めているものではございません。

○白井委員 ただ、同一のものも、単純な速度違反だけを繰り返しても、この場合はいわゆる類似のものと考えられるのですね。

○生涯学習部長 そうですね。

○山中委員長 そうなのですか。それは別だけれども、処分の加重理由の（５）には当たらないが、同じような行為の場合も処分を加重する。それから、異なる行為であっても繰り返すのは加重するということであって、今の説明はちょっと違うのではないかという気がするのです。この加重自体からは、（５）は、過去に類似の似たような非違行為を行った、それを理由として懲戒処分にする。

ですから、例えば、今、例に挙げたのは似たようなというように聞こえるのですが、窃盗行為と交通違反を過去にやって、どちらも懲戒処分を受けているというものは、（５）に直接的には当たらないけれども、さっきの一般原則で該当しますよ、加重理由になりますよと。

○生涯学習部長 その辺の全然違う非違行為を過去にやっているような場合については、基本に戻って、処分量定の中にも、過去に非違行為を行っている場合、それらを総合的という考え方がございますので、当然、その幅の中で動く場合もあるし、その幅を超えて標準例で考える処分以外の処分をする場合も出てくるといえることです。

○山中委員長 単純に、類似という言葉を使っているというのは、白井委員が言われたようなスピード違反と免許というのは類似と考えるのかという議論も出てくると思うのです。ですから、そこに当てはめていいのかどうか、道路交通法違反だから類似だと言っていいという考え方もありそうに思います。僕ら法律論からすると、違うのではないかという気もしなくもないです。

○北原委員 これまでの運用の中でご判断をいただいていたことを援用することになると思うのですが、基本的には学校職員の懲戒処分に関する指針で言うと、処分量定についての確保で、過去に非違行為を行っているか、ここが判断する材料の一つとしてありますし、それに重ねて、処分の加重について

ということで、過去に非違行為を行ったと。これは、例えば、先ほど来申し上げているように、子どもたちに対して交通安全指導、交通ルールの遵守を求めている立場からしてどうなのかというふうに考えざるを得ないような繰り返し等があったときには、それに対する判断をこの場で運用上、どういうふうにするかという判断をいただくことになると思います。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 また細かい話で申しわけないのですが、議案第2号の8ページの(17)のその他のわいせつ行為で、法律や条例等に違反してという文言はどういうことを想定しているのかお聞きしたいのです。

○服務担当係長 この文言が入っている意味ということですか。

○山中委員長 この法律、条例というのは、刑法もあれば、迷惑防止条例とか、青少年健全育成条例とか、いろいろな法律、条例に、盗撮だけでなく、のぞき、その他、いろいろなわいせつ行為を書いている部分があると思うのです。私もそれを全部読んだわけではないですが、恐らく、漏れがないようにするという意味もあると思うのですけれども、どの法律、どの条例ということ全部挙げるわけにもいかないから、一般的な法律と言われるもの、それから、各都道府県の条例と言われるものの違反行為で、代表的な例としては盗撮、のぞきといった、いわゆるわいせつ行為をした者ということでひっくるめるために、広く網をかけるために、法律、条例等という形で書いていると思いますが、いかがでしょうか。

○服務担当係長 そのような考えでつくっております。

○山中委員長 こういう書き方は、よくいろいろな法律で出てくるものですから、私の経験上、申し上げました。

○池田委員 もともと、そういうものなので、全部に書かなくてはいけないと思ったのですけれども、特に意味はないということではよろしいでしょうか。

○山中委員長 意味がないと言えば意味はないかもしれませんが、単純にその他わいせつ行為とやってもいいのかもしれませんが、ただ、そうなると、余りに広過ぎて、ある程度、限定は、透明性というか、予測可能性というある程度の

限定をかける意味で、法律あるいは条例を入れました。法律にも条例にも出てこないようないせつな何かというのは、そこまでひっかけるというか、そこまで対象とするものは問題になるかもしれないという認識はあるかもしれません。

○池田委員 もともと、法律とか条例に違反したことを議論しているものから、ここに出てきたので、何か特別に意味があったのかなと思ったのです。

○山中委員長 そういう意味では、法律、条例というようなものに違反した場合でなければいけません。法律にも条例にも違反しないようなものについては、処分対象にならないという理屈は出てくるかなという気がします。

まだまだ十分に、この表現で当初の目的である処分の透明性とか、そういう行為を明示することによって未然に防止するという目的を100%達成できるのかと言われたら、果たして大丈夫だろうかとちょっと心配しないでもないのですが、とりあえず、市長部局と合わせながらやってほしいということですかね。その中で積み上げていって、直すところは直していくということだと理解してよろしいでしょうか。

○北原委員 すべてを網羅するということは難しいと思いますので、ここに例示をさせていただきながら注意喚起を図り、未然防止または実際に何かが起こったときに具体的に処分等を決定していくときの指針として使わせていただきたいということですので、その辺をご了解いただけたらと思います。

○山中委員長 ですから、この表現はどうしてもよくないのではないかということでしたら、それは考えた方がいいと思いますが、そういうことでなければ、とりあえずやってみようかということですか。

○池田委員 この指針というのは、やはり、あった方がいいような気がします。

○山中委員長 個別に、部分的にはあったけれども、全体的にはなかったというか、必要性をだんだん感じられるようになってきたということでしょうか。

○池田委員 よって、窮屈にならないというと語弊がありますがけれども、そこだけに変な形で運用されないようになることが望ましいという気がしました。

○山中委員長 いろいろなご指摘がございますが、どうでしょうか。ここはよ

ろしいですか。

○池田委員 もう一回、ぶり返しですけれども、私は、標準例一覧については、もう一回、表現の方針を少しもんでいただいたらいいかなと思います。

○山中委員長 表現の方針というのは、もう少し具体的におっしゃっていただけますか。

○池田委員 例えば、項目をつくって、その項目の、セクハラのところのように、幾つかの、こんなような事例ですと。そういうようなものが見えてくると、透明性に向かっていくのではないかなと思います。欠勤のところも、10日とかと書いていますね。そういうような何か一つの方針をつくって、それに基づいて標準例をつくられた方が、透明性に向かっていけるのではないかという気がします。

○北原委員 先ほども申しあげましたけれども、網羅していくことは、一つの方向性としてあり得るのですが、この標準例の中ですべてを網羅するわけにはいきません。その他のところで、標準例に掲げられていない非違行為についても懲戒処分の対象となり得るものという言い方もありますが、そういうことを含めて、これがあくまでも例ですという意識で考えつつ、これをカバーするものとして研修とか、共通理解のための確認作業ということが、この後、引き続き行われていくべきものと思っているところです。

○山中委員長 ほかに何かご意見はございますか。

正直に言って、私も、この表現のままでいいのか、かなり疑問を持つところがあるのですが、とりあえずは、事務局が説明されているように、まず、やらせていただきたい、それによっていろいろな事例等が出てきたら、それを事例として追加していくか、あるいは、具体的に処分の軽減、加重といったことについても、さらに規定を追加していくということも考えさせていただきたいという、それを尊重して、とりあえずの処分基準としては全体についてこの内容を定めるということを承認するということがいかがでしょうか。

○池田委員 内容としては、大分煮詰まっているような気がします。

○山中委員長 私も、そういったものは、世間から見ても処分基準を持っていますよということも大事だし、そしてまた、世間から見て、これでは不十分だ

ということであれば、それらについて手を加えて補充していく必要性もあるでしょうし、内部的にも、こういう場合は処分するのですよ、こういう処分になりますよということを知らしめていくことが必要で、それによって不祥事が起きないようにしていくと。そういう意味で、とにかくやれるところからやっていこうということで示させていただくということになっていったらよろしいかと思っています。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第1号、議案第2号、いずれも、とりあえずと言うと変な話ですが、これで万全なものという意味で承認ではありませんけれども、とりあえず、この内容で承認すると。ただ、きょういろいろな議論が出ましたように、まだまだいろいろ考えなければならぬと思われることがありますので、追加のところの事例を踏まえながら、今後とも検討を続けていくことをお忘れにならないようお願いしたいと思います。

○池田委員 いつからスタートですか。

○山中委員長 先ほどのお話では、この形式的な発効は。

○生涯学習部長 ご承認いただいた翌月1日を予定しておりますので、きょうご承認いただいたという形になれば、来月の8月1日以降の事案からです。

○山中委員長 周知期間もそれなりにとってということですね。職員、教職員が知らないままに、こういう処分で行きますというわけにはいかないから、これはちゃんと周知をしてということですね。

○生涯学習部長 資料どおりに違いがわかるかというのは難しい問題があると思いますけれども、一応、指針の適用としてはそういうふうに考えています。

○総務課長 この後、職員等に対する研修会、説明会等々の準備をしております。

○山中委員長 ぜひ、それをやってください。その中でも、恐らく、こういう場合はどうなるのだという質問がいろいろ出る可能性があると思うのです。き

よりの議論を踏まえて、きちんとご説明してください。

それでは、以上で議案第1号、議案第2号は承認することで終了させていただきます。

○山中委員長 続いて、議案第3号に入りますが、先ほど申しあげましたように、議案第3号は公開しない議案となりますので、ここで傍聴の方はご退席願います。

以下 非公開